

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、まんのう町の土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（区画整理事業）上井地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類をまんのう町土地改良課において平成19年1月24日から平成19年2月13日まで縦覧に供する。

平成19年1月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀